

佐世保工業高等専門学校派遣留学生規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 本校の学生で、佐世保工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第32条第4項の規定に基づき外国の高等学校又は大学（以下「外国の高等学校等」という。）に留学を志願するもの及び外国の高等学校等に留学し履修した授業科目の単位の認定を得ようとするものの取扱いについては、法令等及び学則に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 留学 本校の学生が、教育上有益であるとする校長の判断により、その許可を受けて、本校の学生としての身分を保有し、外国の高等学校等に修学することをいう。
- 二 外国の高等学校 外国における正規の後期中等教育機関で我が国の高等学校に相当するものをいう。
- 三 外国の大学 外国における正規の高等教育機関で我が国における大学（短期大学を含む。）に相当するものをいう。
- 四 派遣留学生 本校の学生で、留学により外国の高等学校等で修学する者をいう。

(外国の高等学校等との協議)

第3条 学生の留学は、外国の高等学校等との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により事前の協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

2 前項の協議は、次に掲げる事項について、あらかじめ学科長の発議を受け、教務委員会の議を経て、校長が行うものとする。

- 一 履修できる授業科目の範囲
- 二 単位の認定方法
- 三 履修期間
- 四 授業料等の費用の取扱い方法
- 五 その他必要な事項

(留学許可申請手続き)

第4条 留学を志願する学生は、別に定める期間に所定の願書により、校長に留学の許可を申請しなければならない。

(留学の許可)

第5条 前条の申請があったときは、校長は、教務委員会の議を経て、外国の高等学校等に依頼し、その了解を得てこれを許可する。

(留学期間)

第6条 派遣留学生の留学期間は、1年以内とする。

(在学期間の取扱い)

第7条 派遣留学生としての留学期間は、本校の在学期間を含めるものとする。

(留学報告書等の提出)

第8条 派遣留学生は、留学期間が満了したときは、直ちに(帰国の日から1月以内)に所定の留学報告書及び当該外国の高等学校等の長が交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第9条 派遣留学生が外国の高等学校等で修得した単位は、学業成績証明書により、教務委員会の議に基づき、60単位を限度として、本校において履修したものと認定する。

(授業料等)

第10条 派遣留学生は、本校の学生としての授業料を納付するものとする。

(留学許可の取消し)

第11条 校長は、派遣留学生が次の各号の一に該当するときは、当該外国の高等学校等と協議の上、留学の許可を取消することができる。

- 一 履修の見込みがないと認められるとき。
- 二 派遣留学生が、受け入れられた外国の高等学校等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- 三 その他留学の趣旨に反する行為が認められるとき。

2 校長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ教務委員会、必要な場合には厚生補導委員会の意見を聞くものとする。

(留学以外による外国の高等学校等での修学)

第12条 学則第32条の規定によるもののほか、外国の高等学校等において修学する期間は、学則第28条の規定により休学とすることができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学生の留学及び外国の高等学校等で履修した単位の認定について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。